

平成30年9月28日

～平成30年第3回墨田区議会定例会が閉会～

「墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」などを可決

9月7日(金)から開会されていた平成30年第3回墨田区議会定例会は、本日午後1時から本会議が開会され、区長から提出された、小規模保育事業の運営補助費及び障害者福祉情報システムの改修経費などを含む5,737万4千円を盛り込んだ一般会計補正予算案のほか、「墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」を含む、条例5件、契約1件及びその他2件について原案どおり可決されたほか、墨田区教育委員会教育長の任命に同意するなどの人事2件について同意された。

また、議員提出議案「住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する意見書」など3件の意見書を可決したほか、7日の本会議に上程された議員提出議案「墨田区子ども読書活動推進条例」を継続審査とすることとした。なお、区長から「平成29年度墨田区一般会計歳入歳出決算」を含む決算4件が追加で提出されたため、決算特別委員会を設置し、議会閉会中も継続して審査することとなった。

本日の本会議をもって、平成30年第3回墨田区議会定例会は22日間の会期を閉じた。

本会議最終日となった本日は、区長提出議案として提案された、待機児童の解消に向けて平成30年12月から小規模保育所を開設するために必要な運営補助費や、心身障害者医療費助成制度の改正に伴うシステム改修経費などを含む5,737万4千円の一般会計補正予算案1件と、「墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」や「墨田区手数料条例の一部を改正する条例」、「小梅橋の架け替えその他工事請負契約」など条例等8件が可決されたほか、追加提案のあった「墨田区教育委員会教育長任命の同意について」及び「墨田区教育委員会委員任命の同意について」の人事2件が同意された。

また、議員提出議案では、「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書」、「住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する意見書」、「児童虐待防止対策の更なる強化に関する意見書」の3件の意見書が可決されたほか、7日の本会議に上程され、地域子ども文教委員会に審査が付託された「墨田区子ども読書活動推進条例」が継続審査とされた。

閉会にあたり山本 亨墨田区長は、「本定例会は、9月7日から本日まで22日間にわたり開会され、この間、当初には、条例案5件、予算案1件、その他3件をご提案させて頂き、さらに本日、平成29年度各会計決算報告4件、人事案件2件を、追加提案させて頂きました。議員の皆様には、連日、熱心かつ慎重にご審議いただき、各議案についてすべてご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、本定例会前、9月6日に発生した北海道胆振(いぶり)東部地震、6月末から7月上旬まで日本各地を襲い甚大な被害をもたらした記録的な豪雨など、大きな自然災害が発生しました。改めまして、被災者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈りいたします。

本会議質問や各常任委員会の質疑の中で、防災に関するご質問も多くあり、皆様から頂きました、災害対策を始めとした様々な視点からの貴重なご意見を真摯に受け止め、今後の区政運営にしっかりと活かし、反映させていきます。

さて、本日、29年度決算を審査いただく決算特別委員会が構成されますが、当委員会は、31年度予算編成に向けての貴重な審議の場になるものと考えています。私にとりまして、これまでの4年間の成果を踏まえた予算となりますので、基本計画に掲げる各施策の着実な推進をめざし、全庁一丸となって編成作業に取り組んでいきます。ところで、これまで精力的に検討を重ねてこられた議会基本条例の制定に向け、10月1日から、議会として初めてのパブリックコメントが実施されると伺っています。このような取組みは、より区民に開かれた議会や議会活動の一層の活性化に資するものと大いに期待しています。結びに、本定例会における皆様方の真摯なご議論に対して重ねて感謝を申し上げますとともに、今後とも区政発展に向けてご活躍頂きますよう祈念をし、私のごあいさつといたします。」などと挨拶した。

平成30年第3回墨田区議会定例会議事日程 第4号

平成30年9月28日午後1時 開議

- 第1 議案第59号 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第60号 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第61号 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第62号 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第63号 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第58号 平成30年度墨田区一般会計補正予算
- 第7 議案第64号 小梅橋架け替えその他工事請負契約
- 第8 議案第65号 土地等の売払いについて
- 第9 議案第66号 物品の買入れについて
- 委員会審査報告
- 第10 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する陳情
- 第11 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する陳情
- 委員会審査報告
- 第12 報告第1号 平成29年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 第13 報告第2号 平成29年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第14 報告第3号 平成29年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第15 報告第4号 平成29年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第67号 墨田区教育委員会教育長任命の同意について
- 第17 議案第68号 墨田区教育委員会委員任命の同意について
- 第18 議員提出議案第9号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書
- 第19 議員提出議案第10号 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する意見書
- 第20 議員提出議案第11号 児童虐待防止対策の更なる強化に関する意見書
- 第21 委員会の閉会中継続審査・調査申出について

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

こうした中で、東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」及び「商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」は、創設以来、多くの都民と小規模事業者がその適用を受けています。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものとなり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を平成31年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を平成31年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を平成31年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年9月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて

住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長に関する 意見書

平成29年6月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成28年時点で、所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約410万ヘクタールに及び、このまま推移すると2040年には、北海道本島並みの約720万ヘクタールに達するとの試算を公表しました。

また、今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地は更に増えると見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は2040年までに約6兆円規模に上ると試算されています。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設しました。また、本年6月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要です。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を現行の5年から150年程度に延長すること。
- 2 本施行令改正までの当面の間、除票等の廃棄作業を行わないように各自治体へ通達すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年9月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} あて

児童虐待防止対策の更なる強化に関する意見書

本年3月、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生しました。このような虐待事案は近年急増しており、平成28年度においては全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数が12万件を超え、5年前と比べると倍増しています。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28年、平成29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきました。しかし、今回の事件は、児童相談所が関与していたにも関わらず、虐待から救うことができませんでした。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記事項に取り組むよう強く要望します。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、区市町村における児童虐待防止体制の強化や、中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 児童相談所と区市町村の役割分担を更に明確にするとともに、施設、NPO等民間機関・団体及び他の行政機関等との連携を強化して、役割分担・協働を加速する児童相談体制の改革を行い、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。
- 3 児童相談所間及び児童相談所と区市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有・連携については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的な情報共有・連携のあり方に関する基準を策定すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に、いまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。また、いじめ防止対策と同様、小・中学校の校務分掌に虐待対応を位置付け、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長

} あて